○岩国市私道舗装等工事費補助金交付要綱

平成18年３月20日制定198

改正

平成24年３月22日

令和３年12月１日要綱第112号

岩国市私道舗装等工事費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、私道の舗装等工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　公道　道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び他の法令により一般交通の用に供されている道路をいう。

(２)　私道　前号に掲げる道路以外の道路で一般交通の用に供されているものをいう。

(３)　申請者　私道である土地の所有者若しくは私道である土地について所有権以外の権利を有する者又はこれらの者から委任を受けた者で私道舗装等工事費補助金交付申請をしたものをいう。

（補助の対象）

第３条　補助の対象は、幅員が2.0メートル以上で、５年以上一般交通の用に供している私道のうち、次の各号のいずれかに該当する区域内の舗装等工事を行う者とする。

(１)　両端が公道（既に舗装されているもの又は舗装することが予定されているものに限る。以下同じ。）に接続しているもの

(２)　一端が公道に接続し他の一端が公共施設に接続しているもの

(３)　近接する２戸以上の住居の居住者が常時利用する必要があるもの

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

２　前項の舗装等工事は、当該私道について申請者のほかに私道である土地の所有者又は私道である土地について所有権以外の権利を有する者があるときは、当該権利者の同意を得たものでなければならない。

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、見積金額又は市長が別に定める規準により算定した標準工事費（200万円を超えるものについては、200万円を限度とする。）の安価の方の２分の１に相当する額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、私道舗装等工事費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　誓約書（様式第２号）及び印鑑登録証明書

(２)　位置図、登記所備付けの地図の写し、実測平面図、施工図及び見積書

(３)　委任状（様式第３号。委任を受けた者が申請する場合に限る。）

２　舗装等工事は、岩国市建設工事指名審査を受けた者が設計施工したものでなければならない。

３　第１項の規定による申請書は、４月１日から９月末日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（交付決定）

第６条　市長は、交付申請があったときは、前条に規定する申請書等の審査を行い、適当と認めるときは、私道舗装等工事費補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知する。

２　市長は、前項の審査の結果適当でないと認めた場合は、補助金の不交付を決定し、私道舗装等工事費補助金不交付決定通知書（様式第５号）により通知する。

（完了の届出）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、舗装等工事が完了したときは、その日から14日以内に私道舗装等工事完了届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第８条　市長は、前条の工事完了届を受理したときは、速やかに現場立会検査を行うものとする。

２　市長は、前項の規定による現場立会検査の結果、補助金交付決定の内容に適合していないと認めたときは、申請者に対し手直しを命ずるものとする。

３　前条及び第１項の規定は、前項の規定により手直しを命じた場合について準用する。

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の現場立会検査の結果、補助金交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、私道舗装等工事費補助金確定通知書（様式第７号）により通知する。

（私道の維持管理）

第10条　申請者は、この要綱により補助金の交付を受けて舗装等工事を行った私道（以下「整備私道」という。）について、当該道路の機能を損なわないよう努めるものとする。

（損害賠償）

第11条　市長は、整備私道において発生した事故については、その損害賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成18年３月20日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、合併前の岩国市私道舗装等工事費補助金交付要綱（平成４年岩国市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成24年３月22日）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（令和３年12月１日要綱第112号）

この要綱は、令和３年12月１日から施行する。